○国土交通省告示第七十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十日　国土交通大臣　前原　誠司

別表第一福島空港出張所の項を削り、同表山形空港出張所の項の次に次のように加える。

百里空港事務所	上欄に同じ

別表第一南紀白浜空港出張所の項を削る。

別表第二中「静岡空港出張所　静岡県牧ノ原市　静岡空港内」を「福島空港出張所　福島県石川郡　福島空港内
静岡空港出張所　静岡県牧之原市　静岡空港内
南紀白浜空港出張所　和歌山県西牟婁郡　南紀白浜空港内」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一百里空港事務所の項の改正規定は、同年三月十一日から施行する。

○国土交通省告示第七十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十日　国土交通大臣　前原　誠司

別表第一対馬情報圏の項中「８時から19時30分まで」を「７時30分から20時30分まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第七十六号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十日　国土交通大臣　前原　誠司

表仙台空港事務所の項の次に次のように加える。

百里空港事務所	９時30分から21時まで

表福島空港出張所の項及び南紀白浜空港出張所の項を削り、同表対馬空港出張所の項中「８時から19時30分まで」を「７時30分から20時30分まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、表百里空港事務所の項の改正規定は、同年三月十一日から施行する。

○国土交通省告示第七十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十日　国土交通大臣　前原　誠司

第二項の表札幌ＶＯＲの項中「平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止」を「平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止」に改め、同表小松ＶＯＲの項を削り、同表小松ＶＯＲの項の次に次のように加える。

百里ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ36°11′Ｅ140°25′ 茨城県小美玉市	113.3	100	な	しＨＵＣ	９時30分から21時まで	平成22年３月11日	百里タカンと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用

第二項の表観音ＶＯＲの項中「７時30分から21時30分まで」を「８時30分から20時30分まで」に、同表対馬ＶＯＲの項中「８時から19時30分まで」を「７時30分から20時30分まで」に改め、同表熊野ＶＯＲの項を削り、同表串本ＶＯＲの項及び奄美ＶＯＲの項中「平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止」を「平成22年２月11日から供用再開」に改め、同表名瀬ＶＯＲの項を削る。

第三項の表串本タカンの項及び奄美タカンの項中「平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止」を「平成22年２月11日から供用再開」に改める。

第四項の表熊本ＩＬＳの項中「109.3　10」を「109.304　10
109.296　10」に、「071°」を「070°」に、「カテゴリーⅠ」を「カテゴリーⅢ」に、同表那覇ＩＬＳの項中「2.75°」を「3.0°」に改める。

第五項の表札幌ＤＭＥの項中「平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止」を「平成22年２月11日から供用再開」に改め、同表小樽ＤＭＥの項を削り、同表観音ＤＭＥの項中「７時30分から21時30分まで」を「８時30分から20時30分まで」に、同表対馬ＤＭＥの項中「８時から19時30分まで」を「７時30分から20時30分まで」に改め、同表熊野ＤＭＥの項及び名瀬ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十二年二月十一日から施行する。ただし、第二項の表百里ＶＯＲの項及び第四項の表那覇ＩＬＳの項の改正規定は同年三月十一日から、第二項の表観音ＶＯＲの項、同表対馬ＶＯＲの項、第五項の表観音ＤＭＥの項及び同表対馬ＤＭＥの項の改正規定は同年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第七十八号

新千歳空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　新千歳空港　北海道千歳市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第千二十二号を参照。）

イ　誘導路

延長　一万五千百十五メートル

ロ　エプロン

面積　七十二万八百九十一平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十二年三月十一日

○国土交通省告示第七十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十日　国土交通大臣　前原　誠司

「中部国際空港、関西国際空港、東京国際空港」を「東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港」に改め、「岡山空港」の下に「、百里飛行場」を加える。

附　則

この告示は、平成二十二年三月十一日から施行する。